



発行 東京都

目次

26

規則

- 健康増進法施行細則の一部を改正する規則…（福祉保健局保健政策部健康推進課）…一
- 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則…（福祉保健局保健政策部医療助成課）…二
- 東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則…（福祉保健局生活福祉部計画課）…四
- プール等取締条例施行規則の一部を改正する規則…（福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）…七
- 東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則…（同）…九
- 東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…（同）…二一
- 多摩川水系砂利採取収束に伴う転業等の資金貸付に関する規則を廃止する規則…（建設局河川部指導調整課）…三三
- 東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則…（港湾局総務部財務課）…三三
- 東京港港湾施設用地の長期貸付けに関する規則の一部を改正する規則…（港湾局港湾経営部振興課）…三三
- 東京消防庁消防職員委員会規則の一部を改正する規則…（東京消防庁企画調整部企画課）…四四
- 火災予防条例施行規則の一部を改正する規則…（同）…四四
- 東京都危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則…（同）…四五
- 東京消防庁職員互助組合規則の一部を改正する規則…（同）…四五

規則

健康増進法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十一号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成十五年東京都規則第五百十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

「**設置者**」
 住所
 氏名
 電話番号

「**法人の場合、その名称、または事務所の所在地及び電話番号並びに代表者の氏名**」

「**設置者**」
 郵便番号
 住所
 氏名
 電話番号

「**法人の場合は、その名称、または事務所の所在地及び電話番号並びに代表者の氏名**」

別記第三号様式中
 「**添付書類**」1 給食運営状況票 を「**添付書類**」給食運営状況票」に改める。

郵便番号

設置者

住所
(ふりがな)
氏名

電話番号

法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名

郵便番号

設置者

住所
氏名

電話番号

法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名

「3 変更内容 次のとおり」

「3 変更内容 次のとおり (該当する項目にチェックを入れてください。)」

該当するものに○を付
けてください。

設置者の住所
設置者の氏名
給食施設の所在地
給食施設の所在地
給食施設の所在地
給食の開始予定日
給食の開始予定日
給食の開始予定日
1日の予定給食数及び
各食ごとの予定給食数
管理栄養士の員数
栄養士の員数

設置者の住所
設置者の氏名
給食施設の所在地
給食施設の所在地
給食施設の所在地
給食の開始予定日
給食の開始予定日
給食の開始予定日
1日の予定給食数及び
各食ごとの予定給食数
管理栄養士の員数
栄養士の員数

に改める。

別記第四号様式中

郵便番号

設置者

住所
(ふりがな)
氏名

電話番号

法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名

郵便番号

設置者

住所
氏名

電話番号

法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名

「3 変更内容 次のとおり」

給食開始届を提出した年月日
給食を廃止 (休止) した年月日

給食開始届を
提出した年月日
給食を廃止 (休止)
した年月日

に改める。

附則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の健康増進法施行細則別記第二号様式から第四号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することが出来る。

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第六十二号

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則 (昭和四十九年東京都規則第百十三号) の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。
別記第一号様式中

年	月	日生	性別	1	男	2	女	
				や				
年	月	日生						

1 課税台帳等 2 交付状況連絡票 3 所得状況証明書 4 課税証明書(非) 5 その他 ()	を	1 課税台帳等 2 交付状況連絡票 3 マイナンバー 4 課税証明書(非) 5 その他 ()	に改める。
---	---	--	-------

別記第一号の三様式中

申請者住所	〒					を
-------	---	--	--	--	--	---

申請者住所	〒					に	
課税区分町村※	〒	※特例町村等と異なる場合は記入	都	道	区	市	村

医療保険上の世帯主等(申請者が20歳未満で、世帯主等ではない場合に記入)	フリガナ	氏名	性別	電話番号						
	世帯主住所	〒	□一申請者と住所が同じ場合は、こちらにチェックを入れて記入を省略できます。							
個人番号(マイナンバー)										

フリガナ	氏名	性別	電話番号							
医療保険上の世帯主等(申請者が20歳未満で、世帯主等ではない場合に記入)	世帯主住所	〒	□一申請者と住所が同じ場合は、こちらにチェックを入れて記入を省略できます。							
個人番号(マイナンバー)										

※課税区分町村欄には、1月から8月までに申請する場合は前年の1月1日時点、9月から12月までに申請する場合は申請年の1日時点の住所があった区市町村名を記載してください。

改める。

別記第二号様式表及び第二号の三様式表中

生	年	月	日	年	月	日	男	女
								や

生	年	月	日	年	月	日	
							に改める。

別記第五号様式中

年 月診療分の医療助成費の申請をします。
なお、支給額決定後は下記口座にお振込みください。

年 月診療分の医療助成費の申請をします。
なお、支給額決定後は下記口座にお振込みください。
□公費受取口座を利用します(利用する場合、口座情報の記入不要)。

- 〔注〕1 保険の療養費支給決定通知書、領収書等を添えて申請してください。
なお、医療保険での付加給付のある人は必ず申し出てください。
2 対象者が未成年の場合は、国民健康保険の世帯主(組合員)又は社会保険の被保険者(組合員)が申請代行となります。
3 口座振込の場合は、対象者以外の口座には振込できませんので注意してください。
4 保険者番号は右詰めで、記入してください。
5 申請書の記入漏れがないようお願いします。

〔注〕1 保険の募集費等決定通知書、領収書等を添えて申請してください。

- 2 対象者が未成年の場合は、国民健康保険の世帯主(組合員)又は社会保険の被保険者(組合員)が申請代行者となります。
- 3 口座振込の場合は、対象者以外の口座には振込できませんので注意してください。
- 4 保険者番号は右詰めで、記入してください。
- 5 申請書の記入漏れがないようお願いします。
- 6 国に事前に登録した公金受取口座(*)を利用する場合は、「口座受取口座を利用します。」のチェックボックスにチェックしてください。

改める。

別記第五号の二様式中

「下記の金融機関口座への振込みを依頼します。」

口座 振替 依頼 欄	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号 (右詰めで記入)
	金融機関コード	店舗コード		
			1 普通預金	
			2 当座預金	
	(フリガナ)			
	口座名義人			

を

「下記の金融機関口座への振込みを依頼します。」「口座受取口座を利用します(利用する場合、口座情報の記入不要)。」

口座 振替 依頼 欄	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号 (右詰めで記入)
	金融機関コード	店舗コード		
			1 普通預金	
			2 当座預金	
	(フリガナ)			
	口座名義人			

に改める。

国に事前に登録した公金受取口座(*)を利用する場合は、「口座受取口座を利用します。」のチェックボックスにチェックしてください。(*公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座をいいます。)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条第一号の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則別記第二号様式及び第二号の三様式については、この規則による改正後の心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則別記第二号様式及び第二号の三様式の規定にかかわらず、令和五年八月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則別記第一号様式、第一号の三様式、第五号様式及び第五号の二様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十三号

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

東京都福祉のまちづくり条例施行規則(平成八年東京都規則第百六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三 十の項(2)中「七十五センチメートル以上」の下に「(一般客室の床面積(和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。(4)において同じ。)が十五平方メートル未満の場合)については、七十センチメートル以上)」を加え、同項(3)に次のように加える。

- (4) (2)の規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの(当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合)にあつては、当該出入口を除く当該場所の一以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの)の幅は、百センチメートル以上(一般客室の床面積が十五平方メートル未満の場合)にあつては、八十センチメートル以上)とすること。
- 別表第五 十の項(3)中「七十センチメートル以上」を「七十五センチメートル以上(一般客室の床面積(和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。(5)において同じ。)が十五平方メートル未満の場合)にあつては、七十センチメートル以上)」に改め、同項(6)中

「(5)」を「(6)」に改め、同項(三)中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。
 (5) (3)の規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の一年以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、百センチメートル以上（一般客室の床面積が十五平方メートル未満の場合にあっては、八十センチメートル以上）とすること。
 別表第八を次のように改める。
 別表第八 道路に関する整備基準（第五条関係）

二 歩道と車道との段差	(一) 単路部 (1) 歩行者の通行動線上における歩道と車道との段差は、二センチメートルを標準とすること。 (2) すりつけ勾配は、五パーセント以下（ただし、沿道の状	整備項目 一 歩道	(一) 歩車道の分離 (1) 歩道と車道とは、原則として分離し、歩行者の安全を確保すること。 (2) 歩車道を分離する方法として、セミフラット形式を原則とすること。 (3) 歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、十五センチメートル以上とすること。 (二) 歩道の有効幅員、勾配 (1) 歩道の有効幅員は、原則として二メートル以上とし、歩行者が安心して通行できる歩行空間を連続して確保すること。 (2) 歩道の縦断勾配は、五パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。 (3) 歩道（車乗り入れ部を除く。）の横断勾配は、一パーセント以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。 (三) 歩道舗装 歩道の舗装は、歩行者の安全性及び快適性を確保するため、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
-------------	---	--------------	---

八 案内・標示	(一) 道路の要所には、必要に応じ、公共施設、病院等の案内標識を整備すること。 (二) 標示は、大きめで、分かりやすい文字、記号等で表記すること。	七 ベンチ等	高齢者、障害者等が歩行中に休憩や交流ができるような施設として、必要に応じ、ベンチ等を設けること。	六 立体横断施設	立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。	五 視覚障害者誘導用ブロック	(一) 視覚障害者が多く利用する道路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (二) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とする。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果が発揮できない場合には、他の色を使用することができる。この場合においては、輝度比が確保できる措置を講ずること。	四 横断歩道	(一) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。 (二) 横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。	三 車乗り入れ部	(一) 歩道における車乗り入れ部は、歩行者の安全性及び快適性を考慮し、歩道面が連続して平坦となるような構造とすること。 (二) 車乗り入れ部の縁石の段差は、五センチメートルを標準とすること。 (三) 車乗り入れ部のすりつけ勾配は、十五パーセント以下（特殊縁石を用いる場合は、十パーセント以下）とすること。	二 交差点部 交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水などを考慮の上、高齢者、障害者等が円滑に通行できるように構造とすること。 (三) 細街路との交差点部 自動車交通量の少ない細街路などと交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道面が連続して平坦となるような構造とすること。ただし、切り開き形式とする場合は、細街路の路面と歩道面とに段差を設けること。
---------	--	--------	--	----------	---	----------------	--	--------	---	----------	--	---

九 駐車場(道路附属物として)の駐車場)
 駐車場の整備に当たっては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような配慮をすることも、障害者のための駐車スペースを一以上設けること。

別表第十一の部十九の項を次のように改める。

十九 休憩設備 (ベンチ等)
 (一) ベンチ等その他の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

(二) (一)の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

別記第五号様式「福祉のまちづくり整備基準2022」や「福祉のまちづくり整備基準2023」に改める。

別記第五号様式(第1表中)

宿泊施設の客室	1	2	3	4	5	6	7
1	宿泊施設で客室の総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室総数の1/100以上設置	1	車椅子使用者用客室の便所は次に掲げるもの	1	車椅子使用者用便房(※10)を設置	6	
2	車椅子使用者用客室以外の一般客室は次に掲げるもの	2	車椅子使用者用便房及び当該便房が設置されている便所の出入口幅(開放時有効)80cm以上	2	車椅子使用者用客室以外の一般客室は次に掲げるもの		
3	車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの	3	車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの	3	車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの		
4	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)	4	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)	4	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)		
5	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)	5	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)	5	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)		
6	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)	6	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)	6	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)		
7	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)	7	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)	7	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)		

宿泊施設の客室	1	2	3	4	5	6	7
1	宿泊施設で客室の総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室総数の1/100以上設置	1	車椅子使用者用客室の便所は次に掲げるもの	1	車椅子使用者用便房(※10)を設置	6	
2	車椅子使用者用客室以外の一般客室は次に掲げるもの	2	車椅子使用者用便房及び当該便房が設置されている便所の出入口幅(開放時有効)80cm以上	2	車椅子使用者用客室以外の一般客室は次に掲げるもの		
3	車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの	3	車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの	3	車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの		
4	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)	4	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)	4	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)		
5	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)	5	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)	5	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)		
6	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)	6	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)	6	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)		
7	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)	7	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)	7	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11)		

別記第五号様式(第1表中)

宿泊施設の客室	1	車椅子使用者用客室を、全室数が200以下の場合又は1/50以上、全室数が200を超える場合は1/100+2以上設置	
	2	車椅子使用者用客室の便所は次に掲げるもの	
	①	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
	3	車椅子使用者用客室の浴室等は次に掲げるもの	21
	①	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
	4	車椅子使用者用客室以外の一般客室は次に掲げるもの	
	①	1以上の便所及び浴室等の出入口の幅(開放時有効)75cm	

を

宿泊施設の客室	1	車椅子使用者用客室を、全室数が200以下の場合又は1/50以上、全室数が200を超える場合は1/100+2以上設置	
	2	車椅子使用者用客室の便所は次に掲げるもの	
	①	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
	3	車椅子使用者用客室の浴室等は次に掲げるもの	21
	①	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	

に改める。

別記第九号様式2(裏中) (第 片)

17 休憩施設(ベシチ等)	休憩用の設備の設置(*)	設けた設備等()	有	無	有	無	を
---------------	--------------	-----------	---	---	---	---	---

17 休憩施設(ベシチ等)	(1) 休憩用の設備の設置(*)	設けた設備等()	有	無		
	(2) 優先席を設ける場合は、付近に優先的に利用することができる者を表示する標識の設置		有	無		

に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日から起算して三十日を経過する日以前に新設又は改修の工事に着手した、東京都福祉のまちづくり条例(平成七年東京都条例第三十三号。以下「条例」という。)(第二条第三号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第十五条第一項に規定する整備基準適合証(以下「適合証」という。))の交付については、当該施設の完成の日から起算して六十日以内に交付の申請があった場合には、この規則による改正後の東京都福祉のまちづくり条例施行規則(以下「新規則」という。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、新規則の規定による適合証の交付を妨げない。

3 条例第二十二條第二項に規定する勧告において勘案する整備基準は、施行日前にこ

の規則による改正前の東京都福祉のまちづくり条例施行規則(以下「旧規則」という。)(第九条の届出があった条例第十七条第一項に規定する特定都市施設については、旧規則に定める整備基準とする。

4 この規則の施行の際、旧規則別記第二号様式、第五号様式及び第九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

プール等取締条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十四号

プール等取締条例施行規則の一部を改正する規則

プール等取締条例施行規則（昭和五十年東京都規則第七十八号）の一部を次のように
 改正する。
 別記第九号様式を次のように改める。

第9号様式（第13条関係）

(表)

氏名	第	号	年	月	日生
環境衛生監視員証					
年	月	日	交付	日	限り有効
東京都					
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 50px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写真貼付 </div>					

大きさ
 [縦 55ミリメートル]
 [横 91ミリメートル]

(議)

この環境衛生監視員証を携帯する者は、プール等取締条例(昭和50年東京都条例第22号)の規定により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は、次のとおりです。

プール等取締条例抜粋

(報告の徴収及び立入検査)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、許可経営者、届出経営者、管理者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に、プール等に立ち入り、その構造設備若しくは第5条の規定による措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、環境衛生監視員と称し、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のプール等取締条例施行規則別記第九号様式による環境衛生監視員証で、現に発行済みのものは、この規則による改正後のプール等取締条例施行規則別記第九号様式による環境衛生監視員証の交付を受けるまでの間は、なお効力を有する。

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十五号

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則(平成十四年東京都規則第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第6条関係）

（表）

氏名	第	号	年	月	日生
環境衛生監視員証					
年	月	日	交付	限り有効	
東京都					
写真貼付					

大きさ
 [縦 55ミリメートル]
 [横 91ミリメートル]

（裏）

この環境衛生監視員証を携帯する者は、東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成14年東京都条例第169号）の規定により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は、次のとおりです。

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例抜粋

（報告の徴収及び立入検査）

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定小規模貯水槽水道等の設置者からその管理の状況について必要な報告を求め、又はその職員に特定小規模貯水槽水道等の水道施設のある場所若しくは特定小規模貯水槽水道等の設置者の事務所に立ち入らせ、その水道施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、環境衛生監視員と称し、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則別記様式による環境衛生監視員証で、現に発行済みのものは、この規則による改正後の東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則別記様式による環境衛生監視員証の交付を受けるまでの間は、なお効力を有する。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十六号

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十八年東京都規則第百五号）の一部を次のように改正する。

別記第十三号様式を次のように改める。

第13号様式（第13条関係）

(表)

所 属	年 月 日
職 氏 名	年 月 日
生 年 月 日	年 月 日
動物監視員の証	
東京都知事	
年 月 日 交付	
年 月 日 限り有効	

大きさ
縦 55ミリメートル
横 91ミリメートル

(裏)

この証明書を携帯する者は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例により、動物の愛護及び管理に関する事務を行う者で、その関係条文又は、次のとおりである。

(犬の収容)

第22条 知事は、飼い主が第9条第1号の規定に違反したため、逸走している犬があるときは、その職員をしてこれを収容させることができる。

2 職員は、収容しようとしている犬がその飼い主又はその他の者の土地、建物、船舶又は車内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される程度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができ。

(報告及び検査等)

第31条 知事は、この条例の施行に必要な程度において、飼い主その他関係人から必要な報告を求め、又はその職員に施設その他の動物の飼養若しくは保管に關係のある場所(人の住居を除く。)に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、又は調査させることができる。

(動物監視員)

第32条 知事は、法第37条の3第1項の事務並びに第22条の規定による犬の収容及び前条の規定による立入検査又は調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物監視員を置く。

2 動物監視員は、職員のうちから獣医師等動物の適正な飼養に関し専門的な知識を有する者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、動物監視員の資格その他動物監視員に関し必要な事項は、規則で定める。

4 動物監視員は、第1項に規定する犬の収容及び立入検査又は調査を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別記第十三号様式による動物監視員の証で、現に発行済みのものは、この規則による改正後の東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別記第十三号様式による動物監視員の証の交付を受けるまでの間又はこの規則の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお効力を有する。

多摩川水系砂利採取収束に伴う転業等の資金貸付に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第六十七号

多摩川水系砂利採取収束に伴う転業等の資金貸付に関する規則を廃止する規則

規則

多摩川水系砂利採取収束に伴う転業等の資金貸付に関する規則(昭和三十九年東京都規則第二百九十一号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第六十八号

東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則

東京都臨海地域開発事業財務規則(昭和三十九年東京都規則第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第二号を次のように改める。

二 無形固定資産

1 電話加入権

2 ソフトウェア仮勘定

3 その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

第八十九条の二の見出し中「建設仮勘定」の下に「又はソフトウェア仮勘定」を加え、同条第一項中「場合」の下に「又はソフトウェア仮勘定を設けて経理したソフトウェアの制作が完了した場合」を加える。

第九十二条の二中「電話加入権」の下に「及びソフトウェア仮勘定」を加える。

第一百二条第一項中「精算表を作成し、」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都臨海地域開発事業財務規則の規定は、令和四年度の事業年度から適用し、令和三年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

東京港湾湾施設用地の長期貸付けに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

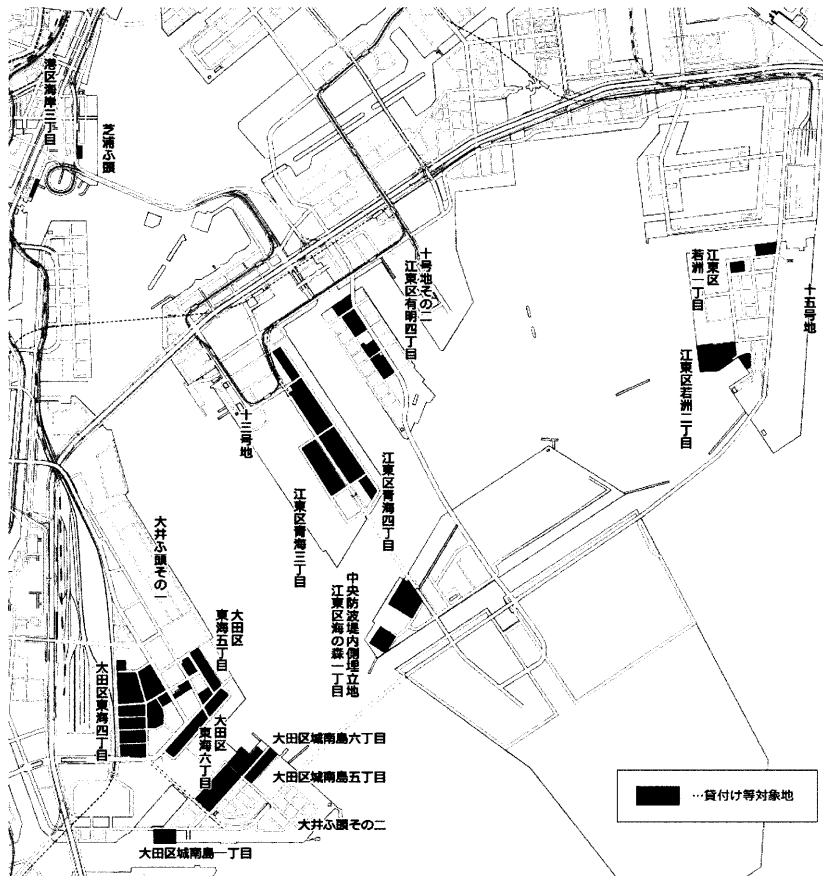
●東京都規則第六十九号

東京港湾湾施設用地の長期貸付けに関する規則の一部を改正する規則

東京港湾湾施設用地の長期貸付けに関する規則（昭和五十八年東京都規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「斜線表示」を削り、同表大井ふ頭その二の項中「十万四千方メートル」を「二十一万六千方メートル」に改め、同表別図を次のように改める。

別 図



附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京消防庁消防職員委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十号

東京消防庁消防職員委員会規則の一部を改正する規則

東京消防庁消防職員委員会規則（平成八年東京都規則第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「十人」を「十二人」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十一号

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

火災予防条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項の表消防用設備等の項圖書の欄を次のように改める。

消防用設備等の工事の設計に関する図書で省令第三十三条の十八第一号イからハまでに掲げるもの
--

第十四条の二第二項の表特殊消防用設備等の項中「図書」の下に「で省令第三十三条の十八第一号イからハまでに掲げるもの」を加える。

第十四条の三第二項の表を次のように改める。

区分	図書
消防用設備等	消防用設備等の設置に係る当該設備等に関する図書で省令第三十一条の三第一項第一号イ及びロに掲げるもの並びに消防用設備等試験結果報告書
特殊消防用設備等	特殊消防用設備等の設置に係る当該設備等に関する図書で省令第三十一条の三第一項第一号イ及びロに掲げるもの、設備等設置維持計画並びに特殊消防用設備等試験結果報告書

別記第二号様式の五の二中「**四**」を削る。

別記第二号様式の七及び第二号様式の八中「**密**」に改め、「**四**」を削る。

別記第二号様式の十、第二号様式の十一及び第二号様式の十四中「**四**」を削る。

別記第二十号様式中「**サハ**」を「**密**」に改め、「**四**」を削る。

別記第二十号様式の二中「**サハ**」を「**密**」に改め、「**四**」を削る。

別記第二十三号様式中「**サハ**」を「**密**」に改め、「**四**」を削る。

別記第二十三号様式の二中「**サハ**」を「**密**」に改め、「**四**」を削る。

別記第二十六号様式中「**四**」を削る。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の火災予防条例施行規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十二号

東京都危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

東京都危険物の規制に関する規則(昭和三十五年東京都規則第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

別記第一号様式から第二号様式の四まで、第二号様式の五から第三号様式の十一まで及び第六号様式の二中「四」を削る。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都危険物の規制に関する規則別記第一号様式から第二号様式の四まで、第二号様式の五から第三号様式の十一まで及び第六号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京消防庁職員互助組合規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十三号

東京消防庁職員互助組合規則の一部を改正する規則

東京消防庁職員互助組合規則(昭和三十五年東京都規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「の災害、死亡、結婚若しくは傷病又はその被扶養者の災害、死亡」を「及び被扶養者等の災害、慶弔、傷病」に改め、同項第三号中「結婚祝金」を「慶事祝金」に改める。

第十七条を次のように改める。

(被扶養者等の範囲)

第十七条 この規則において「被扶養者等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 組合員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)
- 二 組合員の子
- 三 組合員の父母
- 四 前三号に掲げる者以外の者で、組合員と同一の世帯に属し、主としてその収入により生計を維持するもの

第十八条の見出し中「受くべき遺族」を「受けるべき者」に改め、同条中「第十六条」を「組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において第十六条」に、「受くべき組合員又は組合員であつた者の遺族」を「受けるべき者」に、「次に掲げる者」を「組合員又は組合員であつた者の死亡の当時において次に掲げる者」に改め、同条第一号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第三号中「組合員であつた者」を「組合員又は組合員であつた者」に改める。

第十九条の見出し中「受くべき遺族」を「受けるべき者」に改め、同条第一項中「または」を「又は」に、「受くべき遺族」を「受けるべき者」に改める。

第二十条中「受くべき遺族」を「受けるべき者」に、「あつては」を「当たつては」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十三条中「被扶養者」を「被扶養者等」に、「一」を「いずれかに」に改める。第二十六条第一項中「、組合員」の下に「及び被扶養者等」を加え、「次の各号に」

を「次に」に改め、同項第一号中「組合員」の下に「及び被扶養者等」を加え、「並びに慰楽」を削り、「経営」を「利用に関する事業」に改め、同項第二号中「組合員」の下に「及び被扶養者等」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京消防庁職員互助組合規則の規定は、令和四年十一月一日から適用する。
- 3 令和五年三月三十一日までに給付事由が生じたこの規則による改正前の東京消防庁職員互助組合規則(以下「改正前の規則」という。)第十六条第一項各号に掲げる給付であつて、改正前の規則第十八条に規定する遺族が給付を受けるものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 五〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

